令和４年度
山辺里地区まちづくり協議会　総会
議　　案　　書

令和３年度さべりフォトコンテスト
グランプリ・準グランプリ作品

あふれる緑 つながる和 生き活きさべり

山辺里地区まちづくり協議会

目　次

【議　　案】

第１号議案　令和３年度事業報告の承認について　・・・・・・・・・・・・・・・・１～６
第２号議案　令和３年度決算の承認について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７～８
第３号議案　第３次山辺里地区まちづくり計画の策定について　・・・・別冊
第４号議案　山辺里地区まちづくり協議会規約の改正について　・・・・９～11
第５号議案　令和４年度年度事業実施計画書（案）の承認について・・12～20
第６号議案　令和４年度予算（案）の承認について　・・・・・・・・・・・・・・21
第７号議案　まちづくり協議会役員の承認について　・・・・・・・・・・・・・・22

【参考資料】

令和４年度　山辺里地区まちづくり協議会代議員名簿　・・・・・・・・・・・・23
令和４年度　山辺里地区まちづくり協議会専門部会体制　・・・・・・・・・・24
山辺里地区まちづくり協議会規約　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25～28

第１号議案

令和３年度山辺里地区まちづくり協議会　事業報告

●　会議開催状況（全４１回）※令和２年度５８回

○役員会議、専門委員長会議（１３回）

日　程	会議名	主な内容
４月１４日（水）	書面表決書の確認、集計 【出席：７名】	・書面表決書の確認、集計
４月２１日（水）	第１回専門委員長会議 【出席：８名】	・今年度事業について ・第３次まちづくり計画策定について
５月１２日（水）	第２回専門委員長会議 【出席：１２名】	・盆踊りプロジェクト会議で協議した内容のふりかえり ・令和３年度ふれあいフェスタの開催について
５月１９日（水）	第３回部専門委員長会議 【出席：１０名】	・住民アンケートについて ・ふれあいフェスタに代わる事業について ・集落活性化支援事業要項の申請について ・門前川河川敷公園除草作業について
６月８日（火）	第４回専門委員長会議 【出席：９名】	・住民アンケートについて ・集落活性化支援事業の特例措置について
８月４日（水）	小学校との文化祭打合せ 【出席：２名】	・地区文化祭について
８月２５日（水）	第５回専門委員長会議 【出席：８名】	・地区文化祭について ・第３次まちづくり計画について
９月２９日（水）	第１回　三役会議 【出席：２名】	・地区文化祭について
１０月５日（火）	第６回専門委員長会議 【出席：９名】	・住民アンケート結果報告会について ・かんきょうウォークについて ・記念植樹の冬囲いについて
１０月２０日（水）	第７回専門委員長会議 【出席：６名】	・地区文化祭について ・第３次まちづくり計画について
１１月８日（月）	第８回専門委員長会議 【出席：１０名】	・地区文化祭について ・第３次まちづくり計画について
３月１６日（水）	第１回新旧部会長・委員長会議 【出席：１２名】	・各部事業の全体調整について ・総会議案の検討について ・総会の開催について　ほか
３月２９日（火）	第１回役員会議 【出席：１１名】	・令和４年度総会議案について

第１号議案

○各専門部会会議（１４回）

日　程	会議名	主な内容
４月１４日（水）	第１回発掘・発信部会 【出席：８名】	・今年度事業について
５月７日（金）	第１回地域交流部会 【出席：１１名】	・集落活性化支援補助金交付要項の改正について ・あまめはぎのキャラ化について ・令和４年度以降のさべりＢａについて ・グラウンドゴルフ大会について ・野球大会について
５月１０日（月）	第１回安全・安心部会 【出席：１２名】	・今年度事業の今後の実施に向けて
６月２日（水）	第２回地域交流部会 【出席：６名】	・集落活性化支援事業要項の改正及び特例措置について
６月９日（水）	第２回安全・安心部会 【出席：１１名】	・「お互いさまのまちづくり」について
７月１４日（水）	第３回安全・安心部会 【出席：１０名】	・「お互いさまのまちづくり」について ・安全・安心部会の今年度事業について
８月５日（木）	第４回安全・安心部会 【出席：１０名】	・かんきょうウォークについて
９月２日（木）	第５回安全・安心部会 【出席：９名】	・かんきょうウォークについて ・地区文化祭について ・花いっぱい運動について
９月３０日（木）	第６回安全・安心部会 【出席：１２名】	・地区文化祭について ・かんきょうウォークについて ・花いっぱい運動について
１０月１日（金）	第３回地域交流部会 【出席：６名】	・地区文化祭について
１１月１日（月）	第７回安全・安心部会 【出席：９名】	・かんきょうウォークについて
１２月８日（水）	第４回地域交流部会 【出席：６名】	・山辺里地バレーボール大会について ・「フリースポーツさべりＢａ」について ・第２次まちづくり計画期間の地域交流部会事業評価について
１２月１３日（月）	第８回安全・安心部会 【出席：９名】	・第２次まちづくり計画期間の安全・安心部会事業評価について

１２月１６日（木）	第２回発掘・発信部会 【出席：９名】	・耕雲寺豆まきについて ・第２次まちづくり計画期間の発掘・発信部会事業評価について

○つながる和委員会（１回）

日　程	会議名	主な内容
９月１０日（金）	第１回つながる和委員会 【出席：５名】	・地区文化祭について

○はっしん委員会（１回）

日　程	会議名	主な内容
１０月１３日（水）	第１回はっしん委員会 【出席：７名】	・地区文化祭について

○青年部　若衆会（６回）

日　程	会議名	主な内容
４月５日（月）	広報パワーアッププロジェクト　【出席：５名】	・令和３年度のわげしょうたいむず内容検討（さべりｉｎｇの購読アップを目指して）
７月８日（木）	広報パワーアッププロジェクト　【出席：３名】	・7 月 15 日発行「さべりｉｎｇ」の「わげしょうたいむず」内容検討
９月１０日（金）	広報パワーアッププロジェクト　【出席：３名】	・9 月 15 日発行「さべりｉｎｇ」の「わげしょうたいむず」内容検討
１１月１６日（火）	第１回青年部会 【出席：６名】	・これまでの事業について ・ウインターイルミネーションプロジェクトについて
１１月２９日（月）	第２回青年部会 【出席：７名】	・ウインターイルミネーションプロジェクトについて
１２月９日（木）	第３回青年部会 【出席：６名】	・ウインターイルミネーションプロジェクトについて ・第２次まちづくり計画期間の青年部会事業評価について

○盆踊りプロジェクト会議（１回）

日　程	会議名	主な内容
５月１２日（水）	第１回盆踊りプロジェクト会議　【出席：１２名】	・これまで協議した内容の振り返り

第１号議案

○第３次山辺里地区まちづくり計画策定委員会（５回）

日　程	会議名	主な内容
１１月１７日（水）	第１回山辺里地区まちづくり計画策定委員会 【出席：８名】	・策定までのスケジュール確認 ・現状と課題について
１２月１日（水）	第２回山辺里地区まちづくり計画策定委員会 【出席：１０名】	・現状と課題について ・これから取り組むのは「何か」
１２月２１日（火）	第３回山辺里地区まちづくり計画策定委員会 【出席：１０名】	・基本方針（案）について ・基本計画（推進方針・方策）について ・計画体系について
１月１２日（水）	第４回山辺里地区まちづくり計画策定委員会 【出席：１０名】	・基本方針（案）、基本計画（推進方針・方策）について ・「地域の課題」「協議会活動の成果と課題」について ・組織体制について
１月３１日（月）	第５回山辺里地区まちづくり計画策定委員会 【出席：１０名】	・まちづくり計画（案）の修正について ・「新組織体制」について ・取り組む事業について

●　事業実施状況（全１６項目　うち中止５項目）※令和２年度 全１９項目　うち中止７項目

開催日	事業名	内　容	会場等
４月１０日（土）	山辺里地区まちづくり協議会総会	書面議決	
４月１７日（土）	さくらプロジェクト 【出席：５名】	撤去作業	
４月２９日（祝）	山辺里地区敬老会	祝菓子、米寿記念品贈呈のみ	
６月２６日（土）	記念植樹管理事業	草刈り作業	村上農村環境改善センター
７月１８日（日）	山辺里地区グラウンドゴルフ大会	中止	山辺里大橋下河川敷

第１号議案

８月　７日（土）	第８回ふれあいフェスタ in さべり	中止	村上農村環境改善センター駐車場
８月１５日（日）	山辺里地区野球大会	中止	天神岡　村上球場 村上東中学校
１０月１３日（水）	フォトコンテスト審査会		村上農村環境改善センター
１０月２４日（日）	山辺里地区文化祭・ 山辺里小学校文化祭	６３３名が来場 ※リボンの配布数、小学校生徒数	山辺里小学校
１１月１３日（土）	かんきょうウォーク	２４人参加	（雨天により内容変更） 門前 耕雲寺
１１月２８日（日）	記念植樹冬囲い	記念植樹への添え木取り付けなど	山辺里大橋下河川敷
１２月１２日（日） ～　１月８日（土）	ウインターイルミネーション		村上農村環境改善センター
１２月２８日（火） ～　１月８日（土）	改善センター ホール 正月用装飾		村上農村環境改善センター
１月３０日（日）	豆まき【後援事業】	中止	耕雲寺
２月１３日（日）	山辺里地区バレーボール大会	中止	山辺里小学校体育館
３月２７日（日）	記念植樹冬囲い外し さくらプロジェクト設営	記念植樹の添え木取り外し 桜ライトアップ用機器の取り付け	山辺里大橋下河川敷 旧山辺里小学校グラウンド 村上農村環境改善センター

第１号議案

●第３次山辺里地区まちづくり計画策定に向けた全住民アンケート

日　程	事業名	主な内容
５月１９日（水）	全住民アンケート実施説明会	全住民アンケート実施の意義 講師：都岐沙羅パートナーズセンター 事務局長　斎藤　主税　様 会場：村上農村環境改善センター
６月中旬～	全住民アンケート調査票配布	山辺里地区
６月下旬～	全住民アンケート調査票回収	山辺里地区
１０月２７日（水）	全住民アンケート報告会	アンケート結果から見える地区の現状や今後について 講師：都岐沙羅パートナーズセンター 事務局長　斎藤　主税　様 会場：山辺里体育館
１月１４日（金）	住民アンケート分析レポート配布	山辺里地区

●　広報紙発行状況

・　４月１５日　さべり ing　第１０８号：「新１年生が元気に登校−春の全国交通安全運動−」ほか
・　５月１５日　さべり ing　第１０９号：「祝!! 敬老−令和３年度敬老会−」ほか
・　６月１５日　さべり ing　第１１０号：「第３次まちづくり計画策定に向けた住民アンケートへご協力をお願いします」ほか
・　７月１５日　さべり ing　第１１１号：「住民アンケートのご協力大変ありがとうございました」ほか
・　８月１５日　さべり ing　第１１２号：「山辺里の地域産業を調べたよ」ほか
・　９月１５日　さべり ing　第１１３号：「ご活用いただいています-集落備品整備事業-」ほか
・１０月１５日　さべり ing　第１１４号：「新潟県立歴史博物館で展示されています-大栗田の「アマメハギ」-」ほか
・１１月１５日　さべり ing　第１１５号：「山辺里小学校を会場に地区文化祭を盛大に開催」ほか
・１２月１５日　さべり ing　第１１６号：「塩引き作りに挑戦-山辺里小学校４年生-」ほか
・　１月１５日　さべり ing　第１１７号：「迎春-本年もよろしくおねがいいたします-」ほか
・　２月１５日　さべり ing　第１１８号：「無病息災・コロナ終息を祈念-各集落で小正月行事-」ほか
・　３月１５日　さべり ing　第１１９号：「山辺里の元気を伝えよう」ほか

第2号議案

令和3年度　山辺里地区まちづくり協議会　決算書

●収　入

単位：円

項　　目	予算額 ①	決算額 ②	差引 ②－①	説　　明	
1 地域まちづくり交付金	4,205,000	2,598,000	▲ 1,607,000	(1) 村上市地域まちづくり交付金	2,598,000
2 補助金	100	0	▲ 100		0
3 委託料	0	0	0	(1) 記念植樹管理業務委託料	0
4 繰越金	2,233,382	2,233,382	0	(1) 前年度繰越金	2,233,382
5 繰入金	0	0	0	(1) 積立基金	0
6 雑収入	305,518	121,523	▲ 183,995	(1) 預金利子等	23
				(2) 文化祭等収益金	56,950
				(3) DVD、冊子等売上	0
				(4) 各種事業参加費	0
				(5) 文化祭集落負担金	64,550
				(6) その他雑収入	0
合　　計	6,744,000	4,952,905	▲ 1,791,095		

●支　出

項　　目	予算額 ①	決算額 ②	差引 ②－①	説　　明	
1 組織運営費	2,254,000	2,048,542	▲ 205,458		2,048,542
1 会議費	740,000	761,227	21,227	(1) 集落公民館長連絡会議	0
				(2) 役員会議費	0
				(3) その他会議負担金	6,000
				(4) 研修会費	755,227
2 報償費	1,111,000	757,440	▲ 353,560	(1) 役員等報償費	380,110
				(2) 専門委員等報償費	368,330
				(3) サポーター謝礼	9,000
3 事務費	403,000	529,875	126,875	(1) 消耗品費、通信費等	196,375
				(2) 印刷製本費	208,120
				(3) 全国公民館連合保険	125,380
2 事業費	3,960,000	1,887,970	▲ 2,072,030		1,887,970
1 部会費	1,920,000	1,058,330	▲ 861,670		1,058,330
1 安全・安心事業費	150,000 (せいかつ)	4,000	▲ 146,000	(1) すこやか体操教室	4,000
				(2) 健康管理相談会	0
				(3) お互いさまのまちづくり	0
	250,000 (かんきょう)	41,124	▲ 208,876	(4) 自然環境の保護	41,124
				(5) かんきょう講演会	0
				(6) 花いっぱい運動	0
2 地域交流事業費	750,000 (ちいき活性)	709,185	▲ 40,815	(1) あまめはぎの保存	648
				(2) 子どもたちの居場所づくり	29,010
				(3) 集落活性化補助金	679,527
	260,000 (ふれあい)	0	▲ 260,000	(4) グラウンドゴルフ大会	0
				(5) 野球大会	0
				(6) バレー大会	0
				(7) スポーツ・文化活動補助事業	0
3 発掘・発信事業費	150,000 (つながる和)	3,930	▲ 146,070	(1) さべり焼き普及活動	3,930
				(2) 他地域との交流	0
	220,000 (はっしん)	150,350	▲ 69,650	(3) さべりフォトコンテスト	150,350
				(4) 地域の魅力発信支援	0
4 青年部会費	140,000	149,741	9,741	(1) さくらプロジェクト	30,800
				(2) モザイクアートプロジェクト	12,109
				(3) ウインターイルミネーションプロジェクト	56,352
				(4) 広報パワーアッププロジェクト	16,600
				(5) 新入部員準備費	33,880
2 地区文化祭事業費	300,000	270,131	▲ 29,869	(1) 地区文化祭	270,131
3 地域ふれあい事業費	750,000	0	▲ 750,000	(1) 納涼イベント	0
4 普及啓発事業費	690,000	541,482	▲ 148,518	(1) 広報誌発行事業費	511,362
				(2) インターネット発信事業	30,120
5 敬老会事業費	200,000	0	▲ 200,000	(1) 地区敬老会事業	0
6 山辺里小学校10周年記念事業	0	0	0	(1) 山辺里小学校10周年記念事業	0
7 イメージソング事業費	50,000	0	▲ 50,000	(1) イメージソング事業	0
8 記念植樹管理事業費	50,000	18,027	▲ 31,973	(1) 記念植樹管理事業	18,027
3 備品購入費	330,000	113,850	▲ 216,150		113,850
1 備品購入費	330,000	113,850	▲ 216,150	(1) 庁用備品購入費	22,770
			0	(2) 地区内共用備品購入費	91,080
4 予備費	200,000	0	▲ 200,000		0
1 予備費	200,000	0	▲ 200,000	(1) 予備費	0
5 積立金	0	0	0		0
1 積立金	0	0	0	(1) お宝冊子積立金	0
合　　計	6,744,000	4,050,362	▲ 2,693,638		

収入合計	4,952,905
支出合計	4,050,362
差引	902,543

※次年度へ繰越

監査報告書

令和３年度山辺里地区まちづくり協議会の事業報告、並びに収支決算、預金通帳及び資産について監査した結果、適正に処理、記載されていると認めます。

令和 4 年 4 月 1 日

監事　川内 一志　㊞

監事　河内 明雄　㊞

第４号議案

山辺里地区まちづくり協議会規約の一部改正（案）について

山辺里地区まちづくり協議会規約の一部を、次のとおり改正する。

第７条第１項を次のように改める。

協議会の役員は、次のとおりとする。

⑴会　長　　１名
⑵副会長　　２名
⑶専門部会長　　６名
⑷理　事　　２名程度
⑹監　事　　２名

第８条中第３項を次のように改め、同条第４項を削り、同条第５項を第４項とする。

３　専門部会長は、所属する専門部会を代表し所掌する事業を行う。

第 11 条第１項を次のように改める。

第 11 条　協議会に専門委員を置き、次に掲げる専門部会を組織し、所掌する事業を行う。

専門部会	所掌事業
安全・安心部会	高齢者福祉、子どもの健全育成、防災等
交流・振興部会	集落支援、スポーツ活動、文化活動、伝統文化の保存等
発掘・発信部会	交流事業、地域の魅力の発掘・発信、環境保全等
まちサポ部会	組織力向上、担い手育成等
ＣＡ部会	女性の視点による地域課題解決
わげしょの会	青年層の視点による地域活性化

第 12 条を削り、第 13 条から第 20 条までを１条ずつ繰り上げる。

第 15 条を次のように改める。

（専門部会）

第 15 条　専門部会は、専門部会長が必要の都度招集し議長となる。

２　専門部会は、所掌する事業について企画及び立案し、事業を運営する。

３　専門部会長は、必要の都度役員会に事業内容を報告し、役員会が事業内容の追加、修正又は中止の必要があると認めた場合は、専門部会にこれを指示し、専門部会長はこれに従うものとする。

４　専門部会に実行委員会又は作業部会を置き、所掌する事業を行うことができる。

附　則（令和４年４月９日総会議案第４号）

この規約は、令和４年４月９日から施行し令和４年４月１日から適用する。

第４号議案

山辺里地区まちづくり協議会規則改正にかかる新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th><th>備考欄</th></tr>
<tr><td>（役員）
第７条　協議会の役員は、次のとおりとする。
⑴会　長　　１名
⑵副会長　　２名
⑶専門部会長　　６名
⑷理　事　　２名程度
⑸監　事　　２名

２　（略）</td><td>（役員）
第７条　協議会の役員は、次のとおりとする。
⑴会　長　　１名
⑵副会長　　２名
⑶専門部会長　　４名
⑷専門委員長　　３名
⑸理　事　　３名程度
⑹監　事　　２名
２　（略）</td><td>（変更）</td></tr>
<tr><td>（役員の職務）
第８条　（略）
１・２（略）
３　専門部会長は、所属する専門部会を代表し所掌する事業を行う。
４（略）</td><td>（役員の職務）
第８条　（略）
１・２（略）
３　専門部会長は、部会内のいずれかの専門委員長がこれを兼務し、部会内外の調整を図る。
４　削る
５（略）</td><td>（変更）</td></tr>
<tr><td>（専門委員）
第 11 条　協議会に専門委員を置き、次に掲げる専門部会を組織し、所掌する事業を行う。
<table>
<tr><th>専門部会</th><th>所掌事業</th></tr>
<tr><td>安全・安心部会</td><td>高齢者福祉、子どもの健全育成、防災等</td></tr>
<tr><td>交流・振興部会</td><td>集落支援、スポーツ活動、文化活動、伝統文化の保存等</td></tr>
<tr><td>発掘・発信部会</td><td>交流事業、地域の魅力の発掘・発信、環境保全等</td></tr>
<tr><td>まちサポ部会</td><td>組織力向上、担い手育成等</td></tr>
<tr><td>ＣＡ部会</td><td>女性の視点での地域課題解決</td></tr>
<tr><td>わげしょの会</td><td>青年層の視点での地域活性化</td></tr>
</table></td><td>（専門委員）
第 11 条　協議会に専門委員を置き、次に掲げる専門委員会を組織し所掌する事業を行う。
<table>
<tr><th>専門部会</th><th>専門委員会</th><th>所掌事業</th></tr>
<tr><td rowspan="2">安全・安心部会</td><td>せいかつ委員会</td><td>高齢者福祉、子どもの健全育成、防災等</td></tr>
<tr><td>かんきょう委員会</td><td>自然環境、環境保全、環境美化、ECO 等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地域交流部会</td><td>ちいき活性委員・</td><td>集落支援、伝統文化の保存、交流の場づくり等</td></tr>
<tr><td>ふれあい委員会</td><td>文化活動、スポーツ活動等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">発掘・発信部会</td><td>つながる和委員会</td><td>他組織との交流、地域外の人との交流促進等</td></tr>
<tr><td>はっしん委員会</td><td>地域の魅力の発掘・発信等</td></tr>
</table></td><td>（変更）</td></tr>
</table>

２・３（略）	２・３（略）	
第１２条　削る	（青年部会） 第１２条　次代を担う若者を育成するために、協議会に青年部会を組織し、まちづくり計画に沿った事業を行う。 ２　青年部会に所属する者は規約第 11 条における専門委員を兼ねることができる。 ３　その他の事項については、別に定める。	（削除）
１３・１４条　（略）	１４・１５条　（略）	（変更）
（専門部会） 第 15 条　専門部会は、専門部会長が必要の都度招集し議長となる。 ２　専門部会は、所掌する事業について企画及び立案し、事業を運営する。 ３　専門部会長は、必要の都度役員会に事業内容を報告し、役員会が事業内容の追加、修正又は中止の必要があると認めた場合は、専門部会にこれを指示し、専門部会長はこれに従うものとする。 ４　専門部会に実行委員会又は作業部会を置き、所掌する事業を行うことができる。	（専門委員会） 第 16 条　専門委員会は、専門委員長が必要の都度招集し議長となる。 ２　専門委員会は、所掌する事業について企画及び立案し、事業を運営する。 ３　専門委員長は、必要の都度役員会に事業内容を報告し、役員会が事業内容の追加、修正又は中止の必要があると認めた場合は、専門委員会にこれを指示し、専門委員長はこれに従うものとする。 ４　専門委員会に実行委員会又は作業部会を置き、所掌する事業を行うことができる。	（変更）
第１６条～１９条　（略）	第１７条～20 条　（略）	（変更）

第５号議案

山辺里地区まちづくり協議会
令和4年度　事業実施計画書（案）

１　スローガン

「あふれる緑　つながる和　生き活きさべり」

２　理想の将来像

①子どもからお年寄りまで安全安心で、健康的でいつまでも住み続けられるまち
②伝統文化の継承や地域行事等を通じて、人と人、企業、団体がつながり、助け合い、ふれあうまち
③誇りを持って地域の情報を発信し、地域外の人が訪れたいと思える魅力あるまち
④次代を担う若者と共に地域の課題解決に向けて取り組み、地域住民が活躍できるまち

３　推進方針

①誰もが安全・安心なくらしができる取り組みを推進する
②地域行事や集落行事で、人と人とがふれあう活動を活性化させる
③誇りをもって地域の魅力を高め、地域外の人々とのつながり促進する
④若者と共に、地域の課題解決に向けた取り組みを促進する

４　理想の将来像実現のための実施サイクル

山辺里地区まちづくり協議会が発足して 10 年が経過し、その間、第１次及び第２次計画に基づき、地域固有の特色を活かした事業を展開し、地域活性化に向けて取り組んできました。令和３年６月に実施した住民アンケートの結果をみても、協議会組織とその取り組みが徐々に地域に浸透してきています。

第３次まちづくり計画では、これまでの取り組みを踏まえ、地域住民の誰もがより一層、誇りに思える地域づくりに向けて、住民アンケート結果から見えてきた地域が抱える課題の解決に向けた取り組みを優先的に進めると共に、より発展的に事業を展開していくため、毎年度、PDCA サイクルにより事業効果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行い、将来像の実現を目指します。

５　実施事業

第３次まちづくり計画がスタートする令和４年度は、推進方針に基づいて特に力を入れていきたいことを定めて、徐々に広げて考えていきます。

≪安全・安心部会≫

地区に住む人が安全・安心な生活を送るための「お互いさまのまちづくり」を目指して３つのテーマで検討を行います。

～安心して暮らせるまちづくり～

●地域住民の安心・安全の向上を図るため、防災について考え「助け合い」や「備え」の大切さを考える機会を企画する。

～“心も体も健康的な生活”の推進～

●すこやか体操教室（予算額 80,000 円）

ウェルネスむらかみと連携して、さべりソング「大好き・さべり」を活用した介護予防の健康体操教室を開催する。

また、未実施の集落にも積極的な呼びかけを行い、集いの場をつくる契機とする。

・開催時期：地域からの要望に応じて通年実施

●健康管理相談会

市の保健師と連携して、各集落の健康相談会や健康に関する話をしていただき、健康に対する知識を深める。

また、すこやか体操教室との同時開催などで活用していただく

・開催は、地域からの要望に応じて通年実施

～“お互いさまのまちづくり”を考える～

●住民アンケート結果から見えてきた地域の困りごとを掘り下げ、解決に向けた仕組みづくりを検討する。

●地域の高齢者支援についての意識啓発活動を行う　―安全・安心事業―

村上地域生活支援協議体（むらかみ互近所ささえ～る隊）と連携を図り、昨年度に引き続き「お互いさまのまちづくり座談会」を、継続して支援していく。

≪交流・振興部会≫

伝統事業やスポーツ活動を通じ、集落や地域内に交流の場をつくり、「ふれあう　さべり」を実現するために次の事業を行います。

～集落の活性化～

集落支援による地域の活性化

●集落活性化支援事業補助金（予算額 600,000 円）

集落単位で行う伝統行事や集落内での交流事業、集落公民館等に設置する備品購入に対して、経費の一部を補助し集落の活性化を図る。

～スポーツを通じた交流の促進～

親子で行うスポーツ交流の場の提供

●フリースポーツさべりＢａ

山辺里体育館を活用し、フリースポーツによる親子を主体とした住民同士の交流を図る。実施にあたっては、参加者をさべりｉｎｇで募集し、運営は、保護者、ウェルネスむらかみの指導員、まち協委員で行う。

～伝統行事の保存・継承～

伝統行事の伝承支援

●盆踊りプロジェクト

８月６日（土）に予定している「第８回ふれあいフェスタｉｎさべり」で、日下集落様からいただいた櫓を活用して、以前各集落で行われていた盆踊りを復活させる。

≪発掘・発信部会≫

ほか（他地域）にはない「さべり」の魅力を発掘するとともに守り、ＳＮＳや交流事業などにより地域内外に発信するために次の事業を行います。

～地域の魅力発掘～

山辺里地区の魅力の再発見

●第１１回さべりフォトコンテスト（予算額 170,000 円）

自然風景や人々の生活、伝統行事、地域活動などの写真を募集し、写真コンテストを開催する。応募作品は、１０月の地区文化祭で展示、表彰を行う。

より多くの作品を出展いただけるよう、小中学生にも山辺里地区の魅力を撮影した写真を応募してもらうことを検討する。

～地域の魅力発信～

山辺里地区の魅力発信

●地域の魅力発信支援

他団体が地域の魅力を発信し、地域内外との交流ができる事業を支援する。

令和４年度は、山辺里地区の行事として定着しつつある耕雲寺の豆まきを支援し、地域内外の交流を図るとともに豆まき行事の魅力を広く情報発信する。

●新規交流事業の検討実施

「また訪れたい」、「住んでみたい」と思える地域にするため、他地域・他団体、地域外の人や企業との交流事業で何ができるかを検討する。

交流にあたっては、さべり焼きや自然環境など地域資源を活用する。

●地域コミュニティの情報発信

集落の情報や地域の自然環境を撮影した写真をＳＮＳに投稿したり、さべりｉｎｇに掲載することで「さべり」の魅力を発信する。

～自然と環境を守る活動～

地域の自然と環境を調査する

●動植物の実態調査

第３次計画の期間中に地域の動植物の実態を写真や文章でまとめ、現状を把握し、地域の自然と環境を守るための指針とする。

≪まちサポ部会≫

「活動の基となるネットワークづくり」をテーマに、担い手育成や地域の困りごと解決に向けて検討していく

●住民アンケート結果から見える地域が求めること、地域で問題になっていることを、その解決に向けた取り組みを促進し、地域の人々、特に時代を担う若者が大いに活躍できる仕組みやシステム作りを検討していく。

●人と人とのつながりの重要性を考え、人の輪をつくる仕組み作りの検討

≪ＣＡ（Customer Adviser）部会≫

よりよい地域の未来をつくるため、様々な視点から取組み、提案をしていきます。

いつかは行ってみたいと思っていた地を訪れる

●自慢の地域めぐり

７月　西興屋の蓮　８月　小谷のホタル　など、年間を通して検討する。

・地域の魅力発信に繋げる（インスタ、Facebook への投稿、さべり ing 掲載）

楽しさを発信し、仲間を増やす

●楽しみを共有しながら、地域の事を語らい生活に身近な困りごと解決に繋げていく。

≪わげしょの会≫

『地域に光を』勇気と元気をあたえる活動を行う

新しいリーダーを育てる取り組み

今年度もプロジェクトごとにチームをつくり、メンバーが各自責任を持って企画運営を行う。

●青年部活動費

・さくらプロジェクト

旧山辺里小学校グラウンドと村上農村環境改善センターの桜の木をライトアップし、自慢の故郷となる桜の名所をつくる。

・ウインターイルミネーション

村上農村環境改善センターをイルミネーションで飾り、心に残る風景をつくる。

・さべりｉｎｇプロジェクト

地域の広報誌「さべり ing」に焦点をあて、子ども達が読めば親も読むという観点から、景品付きクイズを「さべり ing」に掲載するなど、より関心を持ってもらえる工夫を行う。

●新入部員準備費

・新入部員のユニフォームなど、新しい部員を迎えるための準備費

≪まちづくり協議会全体で取り組む事業≫

～地域の人がふれあい、楽しめるイベント～

●第８回ふれあいフェスタ in さべり（予算額 750,000 円）

納涼イベントとして、ステージイベントや日下集落様からいただいた櫓をメインにした盆踊りに合わせ飲食ブースや縁日コーナーなどで地域住民の交流を図る。

・日　程：８月６日（土）予定

・会　場：村上農村環境改善センター駐車場

●山辺里地区文化祭（予算額 300,000 円）

保育園、小学校、中学校、まちづくり協議会からなる文化祭実行委員会を組織し、地域と保育園、学校がつながる取り組みを行い、地域の交流、文化活動を推進する。

・日　程：１０月２３日（日）予定

・会　場：山辺里小学校、村上農村環境改善センターを予定（実行委員会で決定します。）

●グラウンドゴルフ大会（予算額 120,000 円）―地域交流事業―

個人賞やレディース賞、ジュニア賞など参加者が楽しめるよう工夫をしながら、より大会の充実を図り、地域の交流を促進する。

開催にあたってはコロナ対策を実施する。

・日　程：７月　予定

・会　場：山辺里大橋下河川敷

●野球大会（予算額 40,000 円）―地域交流事業―

お盆の時期に開催することで、住民同士だけでなく、帰省している地区出身者とも親睦を深め地域の交流を図る。

開催にあたってはコロナ対策を実施する。

・日　程：８月１５日（月）予定

・会　場：天神岡球場、村上東中学校グラウンド

●バレーボール大会（予算額 50,000 円）―地域交流事業―

バレーボールを通じて住民の健康増進と交流を図る。より多くのチームに参加してもらえるよう、個人特別賞を設定するなど大会の内容を充実させる。

開催にあたってはコロナ対策を実施する。

・日　程：２月　予定

・会　場：山辺里小学校体育館

～交流の場づくり～

地域の大人と子どもの交流の場づくり

●子供たちの居場所づくり（予算額 50,000 円）　―地域交流事業―

現在活動を行っている「わくわくキッズ」や「放課後よれっしゃ」については、その円滑な運営のため、引き続き支援を行っていく。

～活動を広く知らせる取り組み～

●広報誌発行事業（予算額 550,000 円）

毎月 15 日に、Ａ３カラー版の広報誌を発行し市民協働のまちづくりを広報する。

印刷は、山辺里、岩船、瀬波、上海府のまちづくり協議会で、共同リースした印刷機を使用する。

●インターネット発信事業（予算額 40,000 円）

ホームページや SNS（facebook など）による情報発信を行う。

～共催事業～

●山辺里地区敬老会（予算額 200,000 円）

山辺里地区区長会との共催事業である敬老会の経費の一部を負担する。協議会は演芸担当として山辺里地区を築き上げた敬老者に対して交流と楽しみの場を提供する。

・日　程：４月２９日（祝・金）

・会　場：山辺里体育館、村上農村環境改善センター

～イメージソングを利活用した取り組み～

●イメージソング事業（予算額 20,000 円）

イメージソング「大好き・さべり」を利活用した取り組みを実施し「歌でつながる地域づくり」を推進する。

～集落支援～

●地区内共用備品の購入（予算額 100,000 円）

地区全体で共用できる備品を購入し貸し出すことで地域行事の活性化を図る。

～記念植樹管理事業～

●記念植樹管理事業（予算額 30,000 円）

門前川河川敷の記念植樹について、今後もまち協の全体事業として維持管理を継続していく。

６　主要会議

（１）総　会：通常年１回開催。各集落から選出される代議員をもって構成し、事業報告・決算の承認。事業計画・予算の審議などを行う。

（２）役員会：年４回程度開催。総会の付議事項の審議。各専門部会の事業内容や協議会の会務、予算の執行に関する事項を審議する。

（３）専門部会：所掌する事業の企画、立案及び運営のため、必要の都度、専門部会長が召集し開催する。

（４）協議会役員、専門部会議：年２回協議会会長が招集し開催する。事業計画、予算の報告や集落活性化事業などについて協議する。

（５）実行委員会：必要に応じて、専門部会に実行委員会や作業部会を組織し開催。

※ただし、文化祭実行委員会は、会長が実行委員長となり、集落公民館長、各専門部会、学校等で組織し開催する。

令和４年度　イベント予定表

期　　日	事　　業　　名	担当部会
４月	さくらプロジェクト	わげしょの会
４月 29 日 （金・祝）	山辺里地区敬老会	全体
７月　予定	山辺里地区グラウンドゴルフ大会	全体
８月６日(土)	第８回　ふれあいフェスタ in さべり	全体
８月 15 日(日)	山辺里地区野球大会	全体
10 月 23 日(日)	山辺里地区文化祭	全体
	フォトコンテスト表彰式	発掘・発信部会
12 月～１月	ウインターイルミネーション	わげしょの会
2 月上旬	節分豆まき	発掘・発信部会
2 月中旬	山辺里地区バレーボール大会	全体
通　年	お互いさまのまちづくり懇談会への支援	安全・安心部会
	すこやか体操教室	安全・安心部会
	健康管理相談会	安全・安心部会

第6号議案

令和4年度　山辺里地区まちづくり協議会　予算書（案）

●収　入

単位：円

項　目	予算額	前年度予算額	差引	説　明	
1 地域まちづくり交付金	4,192,000	4,205,000	▲ 13,000	(1) 村上市地域まちづくり交付金	4,192,000
2 補助金	100	100	0	(1) 各種補助金	100
3 委託料	0	0	0	(1) 記念植樹管理業務委託料	0
4 繰越金	902,543	2,233,382	▲ 1,330,839	(1) 前年度繰越金	902,543
5 繰入金	0	0	0	(1) 積立基金	0
6 雑収入	296,357	305,518	▲ 9,161	(1) 預金利子等	57
				(2) 文化祭等収益金	200,000
				(3) DVD、冊子等売上	1,000
				(4) 各種事業参加費	30,000
				(5) 文化祭集落負担金	64,300
				(6) その他雑収入	1,000
合　計	5,391,000	6,744,000	▲ 1,353,000		

●支　出

項　目	予算額	前年度予算額	差引	説　明	
1 組織運営費	1,336,000	2,254,000	▲ 918,000		
1 会議費	25,000	740,000	▲ 715,000	(1) 集落公民館長連絡会議	5,000
				(2) 役員会議費	10,000
				(3) その他会議負担金	10,000
				(4) 研修会費	0
2 報償費	951,000	1,111,000	▲ 160,000	(1) 役員等報償費	351,000
				(2) 専門委員等報償費	500,000
				(3) サポーター謝礼	100,000
3 事務費	360,000	403,000	▲ 43,000	(1) 消耗品費、通信費等	200,000
				(2) 印刷製本費	30,000
				(3) 全国公民館連合保険	130,000
2 事業費	3,855,000	3,960,000	▲ 105,000		
1 部会費	1,670,000	1,920,000	▲ 250,000		
1 安全・安心事業費	150,000			(1) 安心して暮らせるまちづくり	
				(2) 健康的な生活の推進	
				(3) お互いさまのまちづくり	
2 交流・振興事業費	750,000			(1) 集落活性化補助金	
				(2) スポーツ交流	
				(3) 伝統行事の保存・継承	
3 発掘・発信事業費	320,000			(1) さべりフォトコンテスト	
				(2) 地域の魅力発信支援	
				(3) さべり焼き普及活動	
				(4) 自然環境の保護	
4 まちサポ事業費	150,000			(1) 課題解決に向けたネットワークづくり	
5 CA事業費	150,000			(1) 新たな取り組みの提案	
6 青年部事業費	150,000			(1) さくらプロジェクト	
				(2) ウインターイルミネーションプロジェクト	
				(3) 広報パワーアッププロジェクト	
				(4) 新入部員準備費	
2 地区文化祭事業費	300,000	300,000	0	(1) 地区文化祭	300,000
3 地域ふれあい事業費	750,000	750,000	0	(1) 納涼イベント	750,000
4 スポーツ大会事業費	210,000	0	210,000	(1) グラウンドゴルフ大会	120,000
				(2) 野球大会	40,000
				(3) バレー大会	50,000
5 子ども見守り事業	50,000			(1) 子どもたちの居場所づくり	50,000
6 普及啓発事業費	625,000	690,000	▲ 65,000	(1) 広報誌発行事業費	585,000
				(2) インターネット発信事業	40,000
7 敬老会事業費	200,000	200,000	0	(1) 地区敬老会事業	200,000
8 イメージソング事業費	20,000	50,000	▲ 30,000	(1) イメージソング事業	20,000
9 記念植樹管理事業費	30,000	50,000	▲ 20,000	(1) 門前川河川敷草刈り・冬囲い	30,000
3 備品購入費	100,000	330,000	▲ 230,000		
1 備品購入費	100,000	330,000	▲ 230,000	(1) 施設備品購入費	0
				(2) 地区内共用備品購入費	100,000
4 予備費	100,000	200,000	▲ 100,000		
1 予備費	100,000	200,000	▲ 100,000	(1) 予備費	100,000
合　計	5,391,000	6,744,000	▲ 1,353,000		

●収入合計	5,391,000
●支出合計	5,391,000
差引	0

第７号議案

令和4年度　山辺里地区まちづくり協議会　役員名簿

（敬称略）

	役　　職	氏　　名	備　　考
1	会　　長	大　滝　和　良	
2	副　　会　　長	小　田　幸　男	地区区長会選出
3	副　　会　　長	菅　原　正　彦	
4	安全・安心部会長	近　藤　正　弘	
5	交流・振興部会長	二ノ瀬　秋　男	
6	発掘・発信部会長	川　村　伸一郎	
7	まちサポ部会長	小　野　美　憲	
8	Ｃ　Ａ　部　会　長	伊　藤　朋　子	
9	わげしょの会 部会長	大　滝　和　哉	
10	理　　事	（山辺里小ＰＴＡ代表）	
11	理　　事	（東中ＰＴＡ代表）	
12	監　　事	菅　原　松　一	地区区長会選出
13	監　　事	川　内　貞　夫	地区区長会選出

※役員の任期は、令和４年４月１日から令和６年３月 31 日までとする。

事 務 局

淺　野　由実子　　（村上市市民課）

令和4年度　山辺里地区まちづくり協議会
代　議　員　名　簿

No.	集　落	氏　　名	No.	集　落	氏　　名
1	山辺里	江見　敏一	26	小　谷	伊藤　直樹
2	山辺里	中村　正春	27	下山田	川村　卯一
3	山辺里	森本　良一	28	下山田	川村　長蔵
4	四日市	近藤　好文	29	下山田	川　村　昇
5	四日市	近　藤　満	30	上山田	木　村　誠
6	四日市	田澤　耕一	31	上山田	木村　浩一
7	天神岡	佐藤　喜雄	32	門　前	木村　一美
8	天神岡	佐　藤　度	33	門　前	二ノ瀬　勝広
9	天神岡	佐藤　智雄	34	門　前	小田　宗一
10	西興屋	青山　和良	35	赤　沢	小　池　隆
11	西興屋	小田　洋子	36	菅　沼	瀬　賀　正
12	仲間町	成田　弘幸	37	菅　沼	瀬賀　康弘
13	仲間町	小林　幹雄	38	鋳物師	川内　正春
14	仲間町	成田　智弘	39	鋳物師	田村　秋雄
15	坪　根	小野　行子	40	袋	髙　橋　仁
16	坪　根	髙橋　三男	41	大　関	菅原　吉栄
17	坪　根	手塚　豊明	42	大　関	佐藤　由市
18	下相川	大滝　弥一	43	大　関	漆　間　平
19	下相川	石田　明彦	44	大栗田	河内　明雄
20	下相川	吉田　幹栄	45	高　平	上野　和雄
21	上相川	鍋倉　幸矢	46	高　平	大滝　哲夫
22	上相川	高野　茂之			
23	日　下	吉　田　寿			
24	日　下	小池　寿夫			
25	日　下	佐藤　憲昭			

●専門部会体制

◎部会長　〇副部会長　☆公民館長

（敬称略）

	安全・安心部会	交流・振興部会	発掘・発信部会	まちサポ部会	ＣＡ部会	わげしょの会
役員	◎近藤　正弘（四日市）	◎☆二ノ瀬秋男（門前）	◎☆川村伸一郎(下山田)	◎☆小野　美憲（坪根）	◎伊藤　朋子（小谷）	◎大滝　和哉（下相川）
集落及び団体選出	☆近藤　好文（四日市） ☆大滝　哲夫（高平） ☆伊藤　直樹（小谷） ☆瀬賀　明夫（菅沼） 中村　行善（山辺里） 川内　竹彦（袋）	〇佐藤　和則（大関） ☆川内　正春（鋳物師） 大滝　貴則（山辺里） ☆鍋倉　幸矢（上相川） ☆伊藤　義則（天神岡）	〇☆関根　龍雄(仲間町) ☆佐藤栄喜蔵（大栗田） ☆中村　一也（山辺里） ☆吉田　幹栄（下相川） 鈴木　実良（仲間町） 貝沼　伸市（山辺里）	☆木村　誠（上山田） ☆小池　隆（赤沢） ☆吉田　寿（日下）	小田　洋子（西興屋）	
一般公募・委員会推薦	〇小原　雄大（袋） 佐藤　直也（天神岡） 9	佐藤　正美（大関） 山田　要知（山辺里） 伊與部恵一（山辺里） 9	石田　裕哉（下相川） 小野　長昭（坪根） 佐藤　学（天神岡） １０	〇大滝　満（山辺里） 〇山田　浩介（門前） 山上　康弘（上相川） 石田　惇哉（下相川） 瀬賀　宏貴（菅沼） 9	〇川内　綾子（天神岡） 鈴木　千尋（山辺里） 五十嵐　博（山辺里） 5	〇池江　哲玄（天神岡） 川内　健二（山辺里） 瀬賀　宏貴（菅沼） 髙橋　慶彦（天神岡） 松田　絵美（下相川） 山上　優希（上相川） 伊藤　亮端（山辺里） 大滝　満（山辺里） 川村　寛之（下山田） 庄司　祐太（下相川） １１

山辺里地区まちづくり協議会規約

第１章　総則

（名称）

第１条　本会は、山辺里地区まちづくり協議会と称し、事務所を村上農村環境改善センター（村上市日下９９３番地１）に置く。

（目的）

第２条　山辺里地区まちづくり協議会は、豊かな自然と先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた山辺里地区を、より暮らしやすくするとともに、次の世代へ引き継ぐために、ともに力をあわせ助け合い、責任を分かち合って、誰もがまちづくりに参画することで、それぞれの持つ個性や能力が発揮された、魅力と活力にあふれた地域社会の実現を目的とする。

（事業）

第３条　山辺里地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関する事業
⑵健康及び福祉の増進に関する事業
⑶安全及び安心に関する事業
⑷環境の保全及び改善に関する事業
⑸地域資源の有効活用に関する事業
⑹地域の産業振興に関する事業
⑺コミュニティビジネス等地域経営に関する事業
⑻その他協働のまちづくりの推進のために必要な事業

２　協議会は、事業に関する中長期的な地域まちづくり計画を策定し、これに基づき事業を実施するものとする。

第２章　組織

（会員）

第４条　協議会の会員は、山辺里地区に住所を有し、又は居住する全ての者とする。

（賛助会員）

第５条　協議会は、協議会の趣旨に賛同する山辺里地区内の法人又は各種団体を賛助会員として認定し、連携して事業を実施することができる。

（代議員）

第６条　代議員は、総会の議決権を有し、次の選出区分により各集落で選出する。ただし、

役員は、代議員になることができない。

集落	人数
山辺里・四日市・天神岡・仲間町・坪根・下相川・日下・下山田・門前・大関（１０集落）	３人
西興屋・上相川・小谷・上山田・赤沢・菅沼・鋳物師・袋・大栗田・高平（１０集落）	２人

２　代議員の任期は、１年とする。ただし、再任は妨げない。
３　補欠により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）
第７条　協議会の役員は、次のとおりとする。
⑴会　長　　１名
⑵副会長　　２名
⑶専門部会長　　６名
⑷理　事　　２名程度
⑸監　事　　２名
２　役員は、役員会で選出し総会で承認を得る。

（役員の職務）
第８条　会長は、協議会を代表し会務を総理する。
２　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。
３　専門部会長は、所属する専門部会を代表し所掌する事業を行う。
４　監事は、協議会の会計及び資産並びに事業内容を監査し、総会にこれを報告する。

（役員の任期）
第９条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。
２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（顧問）
第１０条　会長は、協議会の事業実施及び運営に関し必要なときは、役員会の承認を得て有識者又は学識経験者を協議会の顧問に委嘱することができる。
２　顧問は、協議会の事業実施及び運営に関し必要な指導又は助言を行う。

（専門委員）
第１１条　協議会に専門委員を置き、次に掲げる専門部会を組織し、所掌する事業を行う。

専門部会	所掌事業
安全・安心部会	高齢者福祉、子どもの健全育成、防災等
交流・振興部会	集落支援、スポーツ活動、文化活動、伝統文化の保存等
発掘・発信部会	交流事業、地域の魅力の発掘・発信、環境保全等
まちサポ部会	組織力向上、担い手育成等
ＣＡ部会	女性の視点による地域課題解決
わげしょの会	青年層の視点による地域活性化

２　専門委員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。
３　補欠により選任された専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）
第１２条　協議会の会務及び会計を処理するため、事務局を置く。
２　事務局には、事務局長を置くことができる。

第３章　会議

（総会）
第１３条　総会は、協議会の最高の議決機関であり、毎年１回会長が招集し開催する。
２　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は代議員の３分の１以上の請求があったときに開催する。
３　総会は、各集落から選出された代議員をもって構成する。
４　総会の議長は会長がこれに充たり、議事録署名人はその都度出席代議員の中から選出する。
５　総会は、代議員の半数以上の出席又は委任状をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
６　総会の議決事項は、次のとおりとする。
⑴規約の制定又は改正
⑵地域まちづくり計画の策定又は変更
⑶役員の承認
⑷事業報告及び決算の承認
⑸事業計画及び予算の承認
⑹その他協議会に関する重要な事項

（役員会）
第１４条　役員会は、役員をもって構成し、会長が必要の都度招集し議長となる。
２　役員会は、役員の半数以上の出席をもって成立し、その議事は出席者の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
３　役員会は、次の事項を審議又は議決する。
⑴総会に付議する事項
⑵総会の議決した事項の執行に関する事項
⑶その他総会の議決を要しない会務又は予算の執行に関する事項

（専門部会）
第１５条　専門部会は、専門部会長が必要の都度招集し議長となる。
２　専門部会は、所掌する事業について企画及び立案し、事業を運営する。
３　専門部会長は、必要の都度役員会に事業内容を報告し、役員会が事業内容の追加、修正又は中止の必要があると認めた場合は、専門委員会にこれを指示し、専門委員長はこれに従うものとする。

４　専門部会に実行委員会又は作業部会を置き、所掌する事業を行うことができる。

第４章　会計

（会計）

第１６条　協議会の運営に関する経費は、地域まちづくり交付金、補助金、委託料及びその他収入をもって充てる。

２　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

（報償及び費用弁償）

第１７条　役員及び顧問並びに専門委員に対し、役職及び活動日数に応じた年額報償若しくは費用弁償又はその両方を支払うものとし、報償及び費用弁償の支払い範囲、支払額及び支払い方法に関する基準は別に定める。

第５章　雑則

（会長専決事項）

第１８条　年度の途中において当該年度の事業実施計画の変更又は予算の補正、流用若しくは予備費の充用が必要になったときは、会長が専決処理し、役員会に諮り、次期総会において報告し承認を得る。

（委任規定）

第１９条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附　則

１　この規約は、平成 24 年３月 18 日から施行し、平成 24 月４月１日から適用する。

２　協議会の設立時における総会の付議事項は、本規約の規定に関わらず、山辺里地区まちづくり協議会設立準備会が提案し議決を得る。

附　則（平成 29 年４月８日総会議案第４号）

この規約は、平成 29 年４月８日から施行し平成 29 年４月１日から適用する。

附　則（令和２年４月 15 日総会議案第５号）

この規約は、令和２年４月 15 日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和４年４月９日総会議案第４号）

この規約は、令和４年４月９日から施行し、令和４年４月１日から適用する。